

◎申告の必要な方

申告書は前年に町県民税申告をした方、昨年20歳になられた方、昨年転入した方のみ送付しておりますが、転入者や中途退職者などは申告書が送付されていても申告不要の場合と、申告書が送付されていなくても申告が必要な場合があります。詳しくは下記表により確認して下さいませうお願いします。（申告書が送付されていない場合は、税務課窓口もしくは会場に申告書を用意していますのでご利用ください。）

住宅ローン控除を受けるには申告が必要です！

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）がある方へ

平成18年末までに入居し所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、平成21年度の町県民税の所得割から控除できるようになりました。適用されるには3月16日までに「町県民税住宅借入金等特別税額控除申告」が必要です！お気をつけください！

<申告の必要な方>

申告の必要性(◎=所得税の確定申告が必要。○=町県民税申告が必要。×=申告不要。)

所得等の状況		申告の必要性	必要なもの	備考
自営業者	所得税が課税される方	◎	所得及び控除を証明するもの	所得税の確定申告(※1)が必要です。確定申告書の2枚目が町県民税用となっております。税務署より西原町役場に提供されますので町県民税の申告は不要です。
	所得税が課税されない方(所得額が控除額よりも低い方)	○	所得及び控除を証明するもの	町県民税申告が必要です。ただし売上高が1千万円を超える場合は消費税の申告対象となりますので税務署(確定申告会場)にて確定申告して下さい。
給与所得のみの方	職場から給与支払報告書(源泉徴収票)が役場に提出されている方	×		(職場にて年末調整されている方) 職場から報告があり、年末調整(※2)されている方は申告不要です。(ただし、年末調整に反映されない医療費控除(※3)等がある場合は、申告することで所得税の還付があり、町県民税の税額も変わります。)
	職場から役場に給与支払報告書が提出されていない方	◎(×)	源泉徴収票・預金通帳・印かん・諸控除の領収書等	(職場にて年末調整されていない方) 確定申告が必要です。申告をすることで所得税を精算し、追徴や還付を受けます。(控除申告することがなく、源泉徴収税額が0円で所得税が非課税(※4)の方は申告不要です。)
住宅ローン控除のある方	H18年末までに入居し所得税住宅ローン控除を受けている方で所得税から控除しきれなかった額がある方	◎(◎)	源泉徴収票(住宅借入金等特別控除可能額が記入されているもの)・預金通帳・印かん等	H18年末までに入居し所得税住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、「町県民税住宅借入金等特別税額控除申告」が必要です。 ※申告場所は、確定申告書を提出する場合は税務署が設置する申告会場、給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない場合は西原町が設置する申告会場となります。
公的年金のみの方	65歳以上で年金収入148万円未満の方・65歳未満で年金収入98万円未満の方	×		社会保険庁等から報告があり、非課税の範囲ですので申告は不要です。
	上記以外の年金収入の場合	◎(×)	公的年金等の源泉徴収票・預金通帳・印かん・諸控除の領収書等	確定申告(所得税がかからない場合は町県民税申告)が必要です。社会保険料控除・医療費控除等を申告することで所得税の還付があったり、町県民税が下がることがあります。源泉徴収額が少ないと追徴になる場合もあります。(控除申告することがなく、源泉徴収税額0円で所得税が非課税の方は申告不要です。)
所得が複数ある方(給与と不動産所得など)		○(◎)	所得及び控除を証明するもの	所得を合計することで課税額が異なってきます。町県民税申告(所得税がかかる場合は確定申告)が必要です。
2ヶ所以上から給与があり、合算して年末調整していない方		○(◎)	所得及び控除を証明するもの	所得証明書発行等のために申告が必要です。申告書裏面の「前年収入がなかった方」の欄に記載して提出して下さい。 学生の場合・・・学生証を添付して下さい。 障害者の場合・・・障害者手帳等を添付して下さい。 主婦・無職の場合・・・裏面記載のみでよろしいです。
収入のない方	無収入の方	○	学生証・障害者手帳等	所得証明書発行等のために申告が必要です。申告書裏面の「前年収入がなかった方」の欄に記載して提出して下さい。 学生の場合・・・学生証を添付して下さい。 障害者の場合・・・障害者手帳等を添付して下さい。 主婦・無職の場合・・・裏面記載のみでよろしいです。
		×		20歳未満で所得のない方、また西原町に扶養者がおり年末調整や確定申告で被扶養者として報告されている方は申告は不要です。

- (※1) 確定申告・・・個人所得にかかる税には所得税と町県民税所得割がありますが、所得税の申告のことで、確定申告をすれば町県民税申告を兼ねることができます。
申告場所は税務署が設置する確定申告会場(浦添市産業振興センター・結の街)です。
- (※2) 年末調整・・・給与支払徴収義務者(職場)が年末に源泉徴収額から生命保険料控除・損害保険料控除・扶養控除等を反映し、所得税を精算することです。
- (※3) 医療費控除・・・(支払った医療費の額ー保険金などで補てんされる金額)ー(10万円と「所得金額の5%」のいずれか少ない方の金額)で計算して控除されます。10万円以上もしくは「所得の5%」以上の医療費がある場合に適用されます。
- (※4) 所得税が非課税・・・所得額<所得控除額の場合は非課税です。控除がない場合は、給与収入103万円以下、年金収入(65歳以上の場合)158万円以下、年金収入(65歳未満)108万円以下の場合には所得税はかかりません。

支払った医療費全額が還付されるわけではありませんのでお間違いなく！

お問合せ先 ⇒ 西原町役場 税務課 町県民税係 ☎ 098-945-4729(内線142) FAX 098-946-6086

平成21年度 町県民税(兼国民健康保険税)の申告について

日頃は町の税務行政にご協力いただき、ありがとうございます。今年も町県民税の申告時期がやってきました。この申告は平成21年度の町県民税、国民健康保険税の課税資料となります。町県民税の申告がありませんと・・・

- 所得証明書が発行できない。
- 国民健康保険税の軽減措置が受けられない。
- 国民健康保険高額療養費の自己負担額の減額措置が受けられない。
- 国民年金の免除申請および各種福祉手当の受給手続きができない。



等の不利益をこうむる場合があります。町民の皆様のご協力をお願いします。

◎申告の受付期間 **2月16日(月)～3月16日(月)** (但し、土・日曜日を除く)

◎申告の受付場所 指定日に都合の悪い場合は、他の行政区の受付日に申告して下さい。なお、3月12日～16日は大変混みあいます。お早めに申告されるようご協力をお願いします。

受付年月日	場所	指定行政区
平成21年2月16日(月)	午後 1:30～ 4:00	西原町民体育館
平成21年2月17日(火)	午前 9:30～11:30 午後 1:30～ 4:00	
平成21年2月18日(水)	午前 9:30～11:30 午後 1:30～ 4:00	
平成21年2月19日(木)	午後 1:30～ 4:00	西原町中央公民館
平成21年2月20日(金)	午前 9:30～11:30 午後 1:30～ 4:00	
平成21年2月23日(月)	午前 9:30～11:30 午後 1:30～ 4:00	
平成21年2月24日(火)	午前 9:30～11:30 午後 1:30～ 4:00	町役場第5庁舎会議室
平成21年2月25日(水)	午前 9:30～11:30 午後 1:30～ 4:00	
平成21年2月26日(木)	午前 9:00～11:30 午後 1:30～ 4:00	
～ 3月16日(月)	午後 1:30～ 4:00	全行政区

◎申告に必要な書類

1. 申告書(送付されていない場合は税務課窓口か申告会場にあります。)
2. 印鑑(認印可)
3. 平成20年中の収入・支出を証明するもの(源泉徴収票・給与収入証明書・収支明細書・その他帳簿等)
4. 社会保険料(※)・生命保険料等の支払証明書等(平成20年中に支払ったもの)(国民年金保険料控除証明書・生命保険料控除証明書等)
5. 障害者手帳・療育手帳・精神保健手帳・障害者控除対象者認定書(障害者控除を受ける方)
6. 医療費の領収書(医療費控除を受ける方)(社会保険事務所・共済組合・市町村役所及び保険会社から医療費の補てんがある場合には、その金額が分かる書類)
7. その他内容を確認する際に必要と思われるもの

※今年から長寿医療(後期高齢者医療)制度が始まりました。この保険料も社会保険料控除の対象となります。

申告書は自主記載が原則です。申告がスムーズに行えるよう、事前の記入、証明書等の整理にご協力をお願いします。